

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年5月26日（平成29年（行情）諮問第200号）

答申日：平成29年11月20日（平成29年度（行情）答申第327号）

事件名：特定個人に対して非自発的かつ不法に行われた医療用インプラントデバイスの情報が記載された文書等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる4文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月13日付け厚生労働省発総0113第1号ないし第4号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

審査請求人に対して行われた医療用インプラント通信システムは、日本国憲法の個人的権利に反するため、非公開の行政上の決定が審査されている。さらに、非公開は、実験的な医学的インプラントは苦勞であるため、救済を求める必要がある。

（2）意見書

心理的にも物理的にも有害な技術。

インプラント技術は、医療機器の規制、インフォームドコンセントおよびワイヤレス通信規制に反します。

ワイヤレスイヤーズイントやワイヤレスパワーハーベスティングやトランシーバーと組み合わせて、網膜に画像センサインプラントを使用することを禁止してください。これは網膜から他の人の視力を見ることを実証することができ、他の人の聴覚は伝達可能であり、放送音声は入力音声として内部スピーカーに受信することができる。すでに、視覚と聴

覚のインプラントは、9年近くも煩わしく無駄なことはありません。そのようなインプラントは恐ろしいです、この行為を禁止してください。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成28年11月26日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成29年1月13日付け厚生労働省発総0113第1号ないし4号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者はこれを不服として、同年3月27日付け（同月28日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象文書について

本件審査請求に係る開示請求については、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された内容が明らかでなかったことから、平成28年12月2日付けで、相当の期間を定めて補正を求めたが、補正されても、なおその内容が明らかでなかったことから、本件対象文書の特定に至らなかった。

(2) 原処分の妥当性について

法3条の規定による開示の請求は、法4条1項2号の規定により行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を記載した書面を行政機関の長に提出しなければならず、行政機関の長は、同条2項の規定により開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるとされている。

本件審査請求における開示請求において、処分庁は、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された内容が明らかでなかったことから、法4条1項2号に定める記載事項に不備があると認め、請求者に対し、相当の期間を定めて補正を求めている。

請求者は処分庁の補正の求めに応じて補正を行ったが、諮問庁においてその内容を確認したところ、補正後の内容であっても、なお、法が求める「行政文書を特定するに足りる事項」が記載されているとは認められず、これをもって行政文書の特定が不十分であるとして、法9条2項の規定に基づき不開示決定を行った処分庁の判断は妥当である。

なお、本件審査請求を受け、諮問庁においても、請求人が開示を求め

る行政文書を特定するために審査請求書の内容について、相当の期間を定めて補正を求めたが、開示を求める行政文書の特定には至らなかった。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年5月26日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年6月27日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年10月26日 | 審議 |
| ⑤ 同年11月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、開示請求に形式上の不備があり、本件対象文書を特定することができないとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 諮問庁は、本件審査請求に係る開示請求については、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された内容が明らかでなかったことから、平成28年12月2日付けで、相当の期間を定めて補正を求めたが、補正されても、なおその内容が明らかでなかったことから、本件対象文書の特定に至らなかったと説明する。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、原処分の妥当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 別紙の1に掲げる審査請求人が行政文書開示請求書に記載した「請求する行政文書の名称等」では、本件対象文書が厚生労働省の所掌事務のいずれに該当するものか判別できず、そのため厚生労働省のいずれの部署が本件対象文書を保有・管理しているか判断することが困難であった。

イ このため、厚生労働省が保有する行政文書のうち、どのようなことについて開示請求をしたいのか、その内容を明確かつ端的に記載するよう補正を求めたところ、審査請求人から補正書が提出された。

当該補正書には、別紙の2のとおり、開示請求書に記載された開示を請求する行政文書の名称等と同様の内容が、計4件の開示請求に

ついて、それぞれA4判3枚にわたって記載されているだけであったことから、厚生労働省の所掌事務のいずれに該当するものか判別できず、厚生労働省のいずれの部署が本件対象文書を保有・管理しているか判断することが困難であり、審査請求人が開示を希望する行政文書を特定することができなかった。

ウ また、更に補正を求めたとしても、審査請求人が開示を希望する行政文書を特定できるような補正が行われるとは思われなかったため、再度の補正の求めは行わなかった。

エ 以上のことから、上記イの補正書に記載された開示を請求する行政文書の名称等では、法が求める「行政文書を特定するに足りる事項」が記載されているとは認められず、本件開示請求には、行政文書の不特定という形式上の不備があるとして不開示としたものであり、原処分は妥当であると考えます。

- (3) 当審査会において、審査請求人から提出された行政文書開示請求書及び補正書を確認したところ、別紙の1及び2に記載のとおりであり、一見して請求の趣旨が不明であって、請求する行政文書の特定は極めて困難と認められる。

また、当該記載内容は、厚生労働省設置法に規定されている厚生労働省の所掌事務と照らし合わせても直ちに関連する事務を特定することはできないものであり、厚生労働省の所掌事務のいずれに該当するものか判別できず、厚生労働省のいずれの部署が本件対象文書を保有・管理しているか判断することが困難であるとの諮問庁の説明は首肯できる。

さらに、当該補正書の記載内容を見る限り、処分庁が更に補正を求めたとしても、文書を特定することができる補正がなされる蓋然性は極めて低いと推察される。

したがって、本件対象文書については、該当する文書の特定ができず、形式上の不備を理由に不開示とした原処分は、妥当である。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別紙

1 請求する行政文書の名称等

- (1) 報告書，生理学的インプラント装置，2008年9月下旬および10月，審査請求人に対する非自発的かつ不法行為。進行中，すぐに医療用インプラント，有害な規制違反の使用を停止します。
- (2) 2008年9月下旬と10月下旬に，審査請求人に対して非自発的かつ不法に処刑された医学的に埋め込み可能な移動無線通信装置の加入サービスプロバイダ契約を報告する。進行中，すぐに医療用インプラント，搾取，有害な規制違反の使用を停止します。
- (3) 2008年9月下旬および10月にかけて，医療用インプラント無線通信システム [MBAN (Medical Body Area Network), MICS (Medical Implant Communications Systems), MITS (Medical Implant Telemetry System), MEDS (Medical Electronic Data System)] 審査請求人に対する非自発的かつ不法的な行為。進行中，すぐに医療用インプラント，搾取，有害な規制違反。
- (4) 審査請求人に対して非自発的かつ不法に犯された神経内視鏡検査インプラント手術（網膜イメージセンサアレイインプラント装置，人工内耳装置，埋め込み型無線通信および電力収穫アンテナ装置，RFID）2008年9月下旬および10月。進行中，すぐに医療用インプラント，搾取，有害な規制違反の使用を停止します。

2 補正後の請求する行政文書の名称等

- (1) 報告書，生理学的インプラント装置，2008年9月下旬および10月，審査請求人に対する非自発的かつ不法行為。進行中，すぐに医療用インプラント，搾取，有害な規制違反の使用を停止します。

審査請求人に対して非自発的かつ不法に犯された，制御された医療用インプラント装置の継続中の医療用インプラント通信に関する情報の開示が求められている。

（後略）

- (2) 2008年9月下旬と10月下旬に，審査請求人に対して非自発的かつ不法に処刑された医学的に埋め込み可能な移動無線通信装置の加入サービスプロバイダ契約を報告する。進行中，すぐに医療用インプラント，搾取，有害な規制違反の使用を停止します。

審査請求人に対して非自発的かつ不法に犯された，医療機器インプラントサービス事業者の継続中の移動通信加入に関する情報の開示。

(後略)

- (3) 2008年9月下旬および10月にかけて、医療用インプラント無線通信システム [MBAN (Medical Body Area Network), MICS (Medical Implant Communications Systems), MITS (Medical Implant Telemetry System), MEDS (Medical Electronic Data System)] 審査請求人に対する非自発的かつ不法的な行為。進行中、すぐに医療用インプラント、搾取、有害な規制違反の使用を停止します。

継続中、審査請求人に対して行われたあらゆる種類の医療用インプラントの使用を、非自発的かつ違法なものとして直ちに停止する。

(後略)

- (4) 審査請求人に対して非自発的かつ不法に犯された、神経内視鏡検査インプラント手術 (網膜イメージセンサアレイインプラント装置、人工内耳装置、埋め込み型無線通信および電力収穫アンテナ装置、RFID) 2008年9月下旬および10月。進行中、すぐに医療用インプラント、搾取、有害な規制違反の使用を停止します。

2008年9月下旬から審査請求人に対して非自発的かつ不法に行われた医療用インプラント装置を用いた、非自発的な内視鏡手術の違法行為の情報の開示を求める。

(後略)